

一般社団法人全日本少年硬式野球連盟 肖像権の取扱規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人全日本少年硬式野球連盟（以下「連盟」という。）が主催する大会又は事業に参加または関与する、競技者、指導者並びにその他の関係者の肖像の取扱いに関し、基本事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本大会とは、本連盟が主催する大会または事業（所属チームの活動も含む）をいう。
- (2) 競技者とは、本連盟に登録した選手及び本大会に参加する者をいう。
- (3) 指導者とは、本連盟の役員および本大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。
- (4) 本大会関係者とは、競技役員、運営委員、その他の各種委員、補助員、本連盟および本大会に関する機関・競技団体の関係者をいう。
- (5) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいう。
- (6) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいう。
- (7) 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって本連盟が製作した動画、ポスター、各種SNSへの投稿等をいう。
- (8) 著作権とは、著作物を排他的に管理する権利をいう。

第3条（肖像の管理）

本連盟は、次条以下に定める範囲で、競技者、指導者および本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第4条（本連盟等による肖像の利用）

- 1 競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟および本連盟が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べない。
 - (1) 本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、競技者、指導者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
 - (2) 前号により撮影または記録した肖像を新聞、雑誌、ホームページ、SNSに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用すること。
 - (3) 第1号により撮影または記録した肖像を、本条4項の手続を経て譲渡すること。
- 2 競技者、指導者及び本大会関係者は、前項各号の行為につき、使用範囲は日本世界を問わず無制限とし、期間を無制限とすることを許諾する。
- 3 競技者、指導者および本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求しない。
- 4 本条1項(3)号に定める手続は、以下のとおりとする。
 - (1) 該当する肖像が、本規程に承諾した本事業関係者、競技者または指導者に関するものであり、本連盟所定の利用申請がなされ、本連盟による審査及び利用許可を経ること。
 - (2) 前号の場合、第三者は肖像を含む複製可能なデータを二次的に他者に譲渡することはできない。
- 5 本連盟以外の事業者、個人の撮影とその掲載等については、本連盟の管理の及ぶものではなく、関係各法令を遵守する義務は、撮影者にあることを確認する。

第5条（権利の不行使）

- 1 競技者、指導者及び本大会関係者は、本連盟が第4条の範囲で競技者、指導者及び本事業関係者の写真、動画を使用する限りにおいて、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他人格権の行使を行わない。
- 2 競技者、指導者及び本大会関係者は、本連盟に対し、本規程に基づいて撮影を行った動画及び写真について、印刷物やデータ等の提供を求めることはできない。

第6条（第三者による肖像の利用）

競技者、指導者および本大会関係者は、本連盟の事前の書面による承諾のある場合を除き、本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはならない。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除く。

第7条（著作権の管理）

本連盟は、次条以下に定める範囲で、著作権を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第8条（著作権の譲渡）

本大会関係者が本連盟広報担当として、肖像の撮影または配信活動を行う際、本連盟に対し、上記肖像の撮影、配信に関わるすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下「本件著作権」という。）を譲渡する。

第9条（著作人格権の不行使）

本大会関係者は、本連盟または本連盟が指定する第三者に対し、著作人格権を行使しないものとする。

第10条（本連盟による著作物の配布）

本連盟は、本連盟の趣旨・目的のために適切な範囲で、第4条4項に則り著作物を利用・配布することができる。

第11条（本規程の承諾）

- 1 競技者および指導者は、本大会の参加申込書の作成提出、選手登録名簿、指導者届出書への記載の承認提出により、本規程を承諾したものとする。
- 2 本大会関係者は、本大会に関与することが決定したとき、本規程を承諾したものとする。
- 3 前二項に規定する以外の者は、本大会会場に会場したとき、本規程を承諾したものとする。

第12条（権利の侵害）

本連盟、競技者、指導者および本大会関係者は、競技者、指導者または本大会関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第13条（本規程に属さない事項）

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として、本連盟の理事会の決定により解決するものとし、競技者、指導者および本大会関係者は当該決定に従うものとする。

第14条（改廃）

本連盟は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改定後の本規程が適用されるものとする。

第15条（違反時の措置）

競技者、指導者および本大会関係者が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置

その他本連盟が相当と認める措置をとることができる。

附則

本規程は、令和6年12月14日より施行する。